

児童手当の申請はお忘れなく



児童手当制度とは、児童が健やかに成長するよう、児童を養育している人に手当を支給するものです。児童手当は、申請をしませんと支給されませんので、忘れずに申請をしてください。

★五月中に申請を

三歳未満の児童（平成九年六月一日生まれ以降の児童）を養育していく、児童手当を現在受給していない保護者は、五月中旬に直接、児童福祉課で申請をしてください。
持ち物　印鑑と父親（母子家庭の場合　は母親）名義の通帳（郵便局以外）
※現在児童手当を受給している人は、六月中旬ころ郵送する現況届を提出してください。

★児童手当の額

第一子、第二子　五千円（月額）
第三子以降　一万円（月額）

★所得制限

児童手当には所得制限があります。

平成十二年度の限度額（案）は、表のとおりです（変更の可能性あり。五月中旬ころ決定）。申請を受け付けた後に所得審査を行い、手当が受けられるかどうか七月中旬ころまでに通知します。

★支給対象が拡大される予定です

今まで三歳未満の児童が対象になつていましたが、六月分から対象が未就学児童まで（小学校入学前の三月分

平成12年度所得制限限度額（案）

扶養親族などの数	児童手当		特例給付*
	所得額（収入額）	所得額（収入額）	
0人	170万円（280万円）	361万円（528万8千円）	
1人	208万円（334万3千円）	399万円（576万3千円）	
2人	246万円（385万円）	437万円（623万8千円）	
3人	284万円（432万5千円）	475万円（670万円）	
4人	322万円（480万円）	513万円（712万2千円）	
5人	360万円（527万5千円）	551万円（754万4千円）	

- ◎老人扶養親族がある場合には1人につき6万円が限度額に加算されます。
- ◎平成11年分源泉徴収票を参考にする人は、「給与所得控除後の金額」という欄の金額から8万円を引き、所得限度額未満であれば支給対象となります（そのほかにも考慮される控除もあります）。
- ◎所得が左側の児童手当欄の限度額を超えて、厚生年金に加入している人は、右の特例給付欄の限度額未満であれば該当になります。
- ※特例給付とは…所得制限により児童手当を受けられない厚生年金などの加入者（サラリーマンなど）は、所得が特例給付限度額未満の場合に限って、特例給付として児童手当と同額の手当が支給されます。

問い合わせ

児童福祉課

内線一三二八

するかどうか確認の上、児童福祉課で申請をしてください。
※保護者が公務員の場合は職場に申請をしてください。
※単身赴任などで保護者の住所が市外にある場合は、保護者の住民登録上の住所地で申請をしてください。

申請方法　制度が改正になり次第該当者には申請書などを発送しますので、同封した案内文書に目を通して申請してください。五月の下旬ころ申請を受け付ける予定です。五月中旬に申請書が届かなかつた場合には、該当